

医福書一老・介合同	
11.8.23	064

写

厚生省発老第77号
平成11年8月23日

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形昭弘 殿

医療保険福祉審議会

介護給付費部会長 星野進保 殿

厚生大臣 宮下創平

諮詢問書

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部を別添要綱のとおり改正することについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条、第74条第3項並びに介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第14条及び第15条の規定に基づき、貴会の意見を求める。

(別添)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案要綱

1. 同居家族に対する訪問介護に係る部分の改正案

訪問介護に係る基準該当居宅サービスに関する基準のうち同居家族に対するサービス提供の禁止規定について、以下のとおり改正すること。

(1) 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護の事業を行う者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該訪問介護の提供を受ける者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認める地域に住所を有する場合
- 二 当該訪問介護が、居宅介護支援事業者の作成する介護サービス計画に基づいて提供される場合
- 三 当該訪問介護が、当該基準該当訪問介護事業所のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- 五 当該訪問介護を担当する訪問介護員等がその同居の家族である利用者に対する訪問介護に従事する時間の合計が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1に相当する時間を超えない場合

(2) 基準該当訪問介護事業者は、(1)のただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、利用者の意向や訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2. 基準該当短期入所生活介護に係る部分の改正案

短期入所生活介護について、以下のとおり「基準該当居宅サービスに関する基準」を追加すること。

(1) 従業者の員数

- ① 医師 1人以上（嘱託可）
- ② 生活相談員 1人以上
- ③ 介護職員又は看護職員 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- ④ 栄養士

1人以上。ただし、他の社会福祉施設等との連携を図ることができる場合は、配置しなくとも可

- ⑤ 機能訓練指導員

日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者を1人以上（兼務可）

- ⑥ 調理員、その他の従事者

当該基準該当短期入所事業所の実情に応じた適当数

(2) 利用定員等

20人未満とし、専用の居室を設けること

(3) 設備及び備品等

- ① 指定通所介護事業所又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しているものであること
- ② 居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、静養室、面接室、介護職員室その他必要な設備を設けること。ただし、併設の指定通所介護事業所等の施設を利用することにより効率的運営が可能であり、当該基準該当短期入所生活介護の利用者及び当該指定通所介護等の利用者の処遇に支障がない場合には、居室を除き兼用可

③ 居室

イ 居室床面積 利用者1人当たり 10.65m^2 以上

ロ 居室定員 4人以下

※ 法施行の際現に老人福祉法の規定に基づく事業を行っている事業所については、これらの基準を適用しない。

※ 法施行の際現に老人福祉法の規定に基づく事業に相当する事業を行っ

ている事業所であって、基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと市町村が認めるものについては、これらの基準を適用しない。

ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること

④ 食堂及び機能訓練室

イ 食堂と機能訓練室を合計した面積が利用者1人当たり3m²以上あること

※ 法施行の際現に老人福祉法の規定に基づく事業を行っている事業所については、これらの基準を適用しない。

※ 法施行の際現に老人福祉法の規定に基づく事業に相当する事業を行っている事業所であって、基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと市町村が認めるものについては、これらの基準を適用しない

ロ 食堂と機能訓練室は兼用可

ただし、サービスを提供する際には所定の面積を占有可能であること

⑤ 浴室

身体の不自由な方に適したもの

⑥ 便所

身体の不自由な方に適したもの

⑦ 洗面所

身体の不自由な方に適したもの

⑧ その他

イ 車いすでの通行が可能な廊下幅であること

ロ 建築基準法及び消防法を遵守していること

(4) 併設の指定通所介護事業所等との連携

基準該当短期入所生活介護は、常に併設の指定通所介護事業所等とのサービス提供に際しての連携体制を確保しておかなければならない。

(5) その他

上記以外の事項については、指定短期入所生活介護の基準を準用する。

同居家族に対する訪問介護に係る基準（案）

指定訪問介護の運営基準	基準該当訪問介護の基準（案）
<p>○同居家族に対するサービス提供の禁止</p> <p>指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせてはならない。</p>	<p>○同居家族に対するサービス提供</p> <p>① 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護の事業を行う者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該訪問介護の提供を受ける者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認める地域に住所を有する場合 二 当該訪問介護が、居宅介護支援事業者の作成する介護サービス計画に基づいて提供される場合 三 当該訪問介護が、当該基準該当訪問介護事業所のサービス提供責任者の行つ具体的な指示に基づいて提供される場合 四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合 五 当該訪問介護を担当する訪問介護員等がその同居の家族である利用者に対する訪問介護に従事する時間の合計が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1に相当する時間を超えない場合 <p>② 基準該当訪問介護事業者は、①のただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、利用者の意向や訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行つ等必要な措置を講じなければならない。</p>

注 指定訪問介護事業者であっても、サービスを十分に確保することが出来ない地域において、訪問介護員等に、その同居家族たる利用者に訪問介護を提供させる場合は、その限りにおいて基準該当訪問介護を行うこととなり、基準該当訪問介護の基準の適用を受けることとなる。

同居家族に対する訪問介護についての運用方針 と今後の対応について

- (1) 市町村は、同居家族に対する訪問介護を行おうとする訪問介護員等が所属する訪問介護事業所から、居宅サービス計画の写し等、同居家族に対する訪問介護が認められるための要件が満たされていることを確認できる書類を届け出させ、これに基づき基準該当居宅サービスとしての実施を認めるものとする。
- (2) 市町村は、いったん認めた同居家族に対する訪問介護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、保険給付を行わず、又は既に行った保険給付の返還を求めるものとする。
- (3) 市町村は、上記の要件に違反した訪問介護が行われている場合の是正の指導のほか、当該同居家族に対して行われる居宅サービスとして、当該訪問介護員等による訪問介護のほか、他の居宅サービスが適切に組み合わされているかどうか等を点検し、状況に応じて必要な助言を当該同居家族及び訪問介護事業者に対して行うものとする。

基準該当短期入所生活介護の基準（案）

A	
指定短期入所生活介護の人員基準	基準該当短期入所生活介護の人員基準（案）
1 医師（嘱託可）	1 医師（嘱託可）
2 生活相談員 100：1	2 <u>生活相談員 1人以上</u>
3 介護職員	3 介護職員
4 看護職員	4 看護職員
※上記3、4の配置 ・配置割合 利用人員：職員数=3：1以上 *ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、4.1：1以上の配置にしても差し支えない。 ・職種ごとに1名以上を常勤で配置すること (併設施設で行う場合の特例) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、老人保健施設及び特定施設入所者介護の指定を受けている施設に併設されている定員20床未満の短期入所生活介護においては、上記3、4の職種の配置は、次の基準とすること。 利用人員：職員数=3：1以上 *ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状況を踏まえ、4.1：1以上の配置にしても差し支えない。 ・本体施設の入所・入院者の処遇に支障を来さない範囲で、兼務可とする。 ・原則常勤が望ましいが、非常勤職員を充てる場合は、その勤務時間数の合計が、常勤	※上記3、4の配置 ・配置割合 利用人員：職員数=3：1以上

職員を充てた場合の時間数以上となること

(空床利用で行う場合の特例)

特別養護老人ホームの空床を利用して実施する場合の上記3、4の職種の配置は次の基準とすること。

特別養護老人ホーム入所者数と短期入所生活介護利用人員の合計数：職員数

= 3 : 1 以上

*ただし、経過措置として、平成16年度末までの5年間に限り、当該施設の状況を踏まえ、4.1 : 1 以上の配置にしても差し支えない。

5 栄養士

利用定員40人以下の施設は、他の社会福祉施設等との連携を図ることができる場合は、配置しなくても可

6 機能訓練指導員（兼務可）

日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者

7 調理員、その他の従事者

実情に応じた適当事

5 栄養士

他の社会福祉施設等との連携を図ることができる場合は、配置しなくても可

6 機能訓練指導員（兼務可）

日常生活上の機能訓練を行う能力を有する者

7 調理員、その他の従事者

実情に応じた適当事

B

指定短期入所生活介護の設備基準	基準該当短期入所生活介護の設備基準（案）
	○ <u>指定通所介護事業所等に併設しているものであること</u>
1 利用者数等 20人以上とし、専用の居室を設けること （併設施設で行う場合の特例） 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、老人保健施設及び特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設し短期入所生活介護のための専用の居室を設けて実施する場合は、20床未満でも可	1 利用者数等 <u>20人未満とし、専用の居室を設けること</u>
（空床利用で行う場合の特例） 特別養護老人ホームの空床を利用して実施する場合は、20床未満でも可	
2 設備	2 設備
○建物の構造 建築基準法第2条第9号の2による耐火建築物又は準耐火建築物	○建物の構造 <u>建築基準法及び消防法を遵守していること</u>
○次の設備を設けること 居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、医務室、静養室、面接室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備	○次の設備を設けること。 <u>居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、静養室、面接室、介護職員室その他必要な設備</u>
・隣接の社会福祉施設等を利用することにより効率的運営が可能であり、短期入所生活介護の利用者及び隣接施設の入所・入院者の処遇に支障がない場合には、居室、便所、洗面所、静養室、介護職員室、看護職員室を除き兼用	・ <u>併設の指定通所介護事業所等の施設を利用することにより効率的運営が可能であり、基準該当短期入所生活介護の利用者及び当該指定通所介護等の利用者の処遇に支障がない場合には、居室を除き兼用可</u>

可

(併設施設で行う場合の特例)

- ・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、老人保健施設及び特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設している場合には、短期入所生活介護の利用者及び本体施設の入所・入院者の処遇に支障を来さない範囲で、居室を除き設備の兼用可
- ・ただし、設備を兼用する場合にあっても、利用者に対する必要な数量・面積等の条件が確保されていること。

(空床で行う場合の特例)

特別養護老人ホームの空床を利用する場合には、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りる。

3 居室

- ・居室床面積 利用者 1人当たり 10.65m^2 以上
- ・居室定員 4人以下

* 法施行の際現に老人福祉法の規定に基づく事業を行っている事業所については、これらの基準を適用しない。

- ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること

4 食堂

5 機能訓練室

- ・食堂と機能訓練室を合計した面積が利用者 1人当たり 3 m^2 以上であること

3 居室

- ・居室床面積 利用者 1人当たり 10.65m^2 以上
- ・居室定員 4人以下

* 法施行の際現に老人福祉法の規定に基づく事業を行っている事業所については、これらの基準を適用しない。

* 法施行の際現に老人福祉法の規定に基づく事業に相当する事業を行っている事業所であって、基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと市町村が認めるものについては、これらの基準を適用しない。

- ・日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること

4 食堂

5 機能訓練室

- ・食堂と機能訓練室を合計した面積が利用者 1人当たり 3 m^2 以上であること

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> * 法施行の際現に老人福祉法の規定に基づく事業を行っている事業所については、これらの基準を適用しない。 <p>・食堂と機能訓練室は、兼用可
ただし、サービスを提供する際には所定の面積を占有可能であること</p> <p>6 浴室
身体の不自由な方に適したもの</p> <p>7 便所
身体の不自由な方に適したもの</p> <p>8 洗面所
身体の不自由な方に適したもの</p> <p>9 その他 <ul style="list-style-type: none"> 廊下幅1.8m、中廊下2.7m以上 常夜灯及び消火設備等の非常用設備の設置 階段傾斜を緩やかにすること 2階以上に居室等の処遇に関わる設備を設ける場合は、避難用傾斜路又はエレベーターの設置 </p> <p>* 法施行の際現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている事業所は、これらの基準を適用しない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> * 法施行の際現に老人福祉法の規定に基づく事業を行っている事業所については、これらの基準を適用しない。 <p><u>* 法施行の際現に老人福祉法の規定に基づく事業に相当する事業を行っている事業所であって、基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと市町村が認めるものについては、これらの基準を適用しない。</u></p> <p>・食堂と機能訓練室は、兼用可
ただし、サービスを提供する際には所定の面積を占有可能であること</p> <p>6 浴室
身体の不自由な方に適したもの</p> <p>7 便所
身体の不自由な方に適したもの</p> <p>8 洗面所
身体の不自由な方に適したもの</p> <p>9 その他 <ul style="list-style-type: none"> <u>車いすでの通行が可能な廊下幅であること</u> <u>建築基準法及び消防法を遵守していること</u> </p> |
|---|---|

C

指定短期入所生活介護の運営基準	基準該当短期入所生活介護の運営基準（案）
<p>1 緊急時等の対応 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 緊急時等の対応 短期入所生活介護従業者は、現に<u>基準該当</u>短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 併設の指定通所介護事業所等との連携 <u>基準該当短期入所生活介護は、常に併設の指定通所介護事業所等とのサービス提供に際しての連携体制を確保しておかなければならぬ。</u></p> <p>* 上記以外の事項については、指定短期入所生活介護及び他の基準該当サービスの基準に準ずる。</p>